



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*12 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 2  
 \*13 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 5  
 \*14 蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産課)..... 6  
 \*15 養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則 ( " )..... 7

### ○ 人事委員会規則

- \*5 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8  
 \*6 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8  
 \*7 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 9  
 \*8 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ..... 10  
 \*9 職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則  
 の一部を改正する規則 ..... 16  
 \*10 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 17

### ○ 告示

- 191 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 18  
 192 令和元年度クリーニング師試験の実施 (食品・生活衛生課)..... 19  
 193 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)..... 19  
 194 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課)..... 20  
 \*195 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定  
 (果樹園芸課)..... 22  
 \*196 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更  
 ( " )..... 22  
 \*197 平成25年和歌山県告示第687号(和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関  
 する条例による区域の指定)の廃止 ( " )..... 23  
 198 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 23  
 199 " ( " )..... 23  
 200 " ( " )..... 23  
 201 " ( " )..... 24  
 202 " ( " )..... 24  
 203 漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅  
 (資源管理課)..... 24  
 204 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 ( " )..... 25  
 205 基本測量の実施 (技術調査課)..... 25  
 206 公共測量の終了 ( " )..... 25  
 207 " ( " )..... 25  
 208 道路の区域変更 (道路保全課)..... 25  
 209 " ( " )..... 26

210 道路の供用開始 ( " )..... 26  
 211 " ( " )..... 27

○ 教育委員会告示

\*2 和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正 ..... 27

○ 選挙管理委員会告示

\*17 政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第125号)の一部改正 ..... 28

規 則

和歌山県規則第12号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則(昭和35年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第1号様式(第10条関係) 県立自然公園事業執行協議書(認可申請書) 略備考 1 略 2 注意 (1)~(7) 略 (8) 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。	別記第1号様式(第10条関係) 県立自然公園事業執行協議書(認可申請書) 略備考 1 略 2 注意 (1)~(7) 略 (8) 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。
別記第2号様式(第12条関係) 県立自然公園事業の内容の変更の協議書(認可申請書) 略備考 1 略 2 注意 (1)~(7) 略 (8) 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。	別記第2号様式(第12条関係) 県立自然公園事業の内容の変更の協議書(認可申請書) 略備考 1 略 2 注意 (1)~(7) 略 (8) 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。
別記第3号様式(第13条関係) 県立自然公園事業の内容の軽微な変更届 略備考 1~4 略 5 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。	別記第3号様式(第13条関係) 県立自然公園事業の内容の軽微な変更届 略備考 1~4 略 5 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。
別記第4号様式(第14条関係) 法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継協議書(承認申請書) 略備考 1 略 2 注意 (1)~(4) 略 (5) 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。	別記第4号様式(第14条関係) 法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継協議書(承認申請書) 略備考 1 略 2 注意 (1)~(4) 略 (5) 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。

別記第5号様式(第14条関係)  
相続による県立自然公園事業の承継申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(4) 略
  - (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第6号様式(第15条関係)  
県立自然公園事業の休止(廃止)届

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(5) 略
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第7号様式(第16条関係)  
県立自然公園事業の執行認可失効届

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(4) 略
  - (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第18号様式(第22条関係)  
特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(7) 略
  - (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第19号様式(第22条関係)  
特別地域内木竹伐採許可申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(7) 略
  - (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第19号様式の2(第22条関係)  
特別地域内高山植物等(木竹又は木竹以外の植物)の採取(損傷)許可申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(5) 略
  - (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第20号様式(第22条関係)  
特別地域内鉱物採掘(土石採取)許可申請書

略

別記第5号様式(第14条関係)  
相続による県立自然公園事業の承継申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(4) 略
  - (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式(第15条関係)  
県立自然公園事業の休止(廃止)届

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(5) 略
  - (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第7号様式(第16条関係)  
県立自然公園事業の執行認可失効届

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(4) 略
  - (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第18号様式(第22条関係)  
特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(7) 略
  - (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19号様式(第22条関係)  
特別地域内木竹伐採許可申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(7) 略
  - (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19号様式の2(第22条関係)  
特別地域内高山植物等(木竹又は木竹以外の植物)の採取(損傷)許可申請書

略備考

- 1 略
- 2 注意
  - (1)~(5) 略
  - (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第20号様式(第22条関係)  
特別地域内鉱物採掘(土石採取)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(7) 略
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第21号様式(第22条関係)  
特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)・(2) 略
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第22号様式(第22条関係)  
特別地域内広告物の設置等許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(4) 略
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第22号様式の2(第22条関係)  
特別地域内の集積(貯蔵)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(4) 略
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第23号様式(第22条関係)  
特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(5) 略
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第24号様式(第22条関係)  
特別地域内土地形状変更許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(4) 略
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第24号様式の2(第22条関係)  
特別地域内木竹以外の植物の植栽(播種)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(6) 略
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(7) 略
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第21号様式(第22条関係)  
特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)・(2) 略
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第22号様式(第22条関係)  
特別地域内広告物の設置等許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(4) 略
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第22号様式の2(第22条関係)  
特別地域内の集積(貯蔵)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(4) 略
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第23号様式(第22条関係)  
特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(5) 略
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第24号様式(第22条関係)  
特別地域内土地形状変更許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(4) 略
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第24号様式の2(第22条関係)  
特別地域内木竹以外の植物の植栽(播種)許可申請書

略

備考

- 1 略
- 2 注意
- (1)～(6) 略
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第24号様式の3(第22条関係)  
特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(4) 略  
(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第24号様式の3(第22条関係)  
特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(4) 略  
(5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第24号様式の4(第22条関係)  
特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む。)許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(5) 略  
(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第24号様式の4(第22条関係)  
特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む。)許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(5) 略  
(6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第25号様式(第22条関係)  
特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(3) 略  
(4) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第25号様式(第22条関係)  
特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(3) 略  
(4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第25号様式の2(第22条関係)  
特別地域内車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(4) 略  
(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第25号様式の2(第22条関係)  
特別地域内車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)許可申請書

略備考  
1 略  
2 注意  
(1)~(4) 略  
(5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則(昭和49年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第12条関係) 略備考 1~3 略	別記第1号様式(第12条関係) 略備考 1~3 略

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第2号様式(第16条関係)  
略  
備考  
1～3 略  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、別紙は別記第1号様式の別紙を準用すること。

別記第3号様式(第17条関係)  
略  
備考  
1～3 略  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、別紙は別記第1号様式の別紙を準用すること。

別記第4号様式(第20条関係)  
略  
備考  
1・2 略  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第5号様式(第21条関係)  
略  
備考  
1～3 略  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、別紙は別記第1号様式の別紙を準用すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式(第16条関係)  
略  
備考  
1～3 略  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、別紙は別記第1号様式の別紙を準用すること。

別記第3号様式(第17条関係)  
略  
備考  
1～3 略  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、別紙は別記第1号様式の別紙を準用すること。

別記第4号様式(第20条関係)  
略  
備考  
1・2 略  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式(第21条関係)  
略  
備考  
1～3 略  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、別紙は別記第1号様式の別紙を準用すること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

和歌山県規則第14号

蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則

蜜蜂転飼条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第141号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第2条関係) 転飼許可申請書 略 備考 1～3 略 4 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第1号様式(第2条関係) 転飼許可申請書 略 備考 1～3 略 4 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
別記第2号様式(第2条関係) 蜜蜂転飼場所貸与同意書 略 備考 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第2号様式(第2条関係) 蜜蜂転飼場所貸与同意書 略 備考 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
別記第5号様式(第3条関係) 蜜蜂転飼許可変更承認申請書	別記第5号様式(第3条関係) 蜜蜂転飼許可変更承認申請書

略 備考 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。 別記第6号様式(第3条関係) 転飼(許可書・許可標識)再交付申請書 略 備考 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	略 備考 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。 別記第6号様式(第3条関係) 転飼(許可書・許可標識)再交付申請書 略 備考 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
--	--

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

和歌山県規則第15号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則(平成25年和歌山県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第1号様式(第2条関係) 蜜蜂飼育届 略 備考 1～6 略 7 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。 別紙 略 別記第2号様式(第2条関係) 養蜂飼育変更届 略 備考 1～6 略 7 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。 別紙 略 別記第3号様式(第3条関係) 転飼許可申請書 略 備考 1～3 略 4 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。 別記第4号様式(第3条関係) 蜜蜂転飼場所貸与同意書 略 備考 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。 別記第6号様式(第6条関係) 転飼(許可証・許可標識)再交付申請書 略 備考 用紙は、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第1号様式(第2条関係) 蜜蜂飼育届 略 備考 1～6 略 7 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。 別紙 略 別記第2号様式(第2条関係) 養蜂飼育変更届 略 備考 1～6 略 7 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。 別紙 略 別記第3号様式(第3条関係) 転飼許可申請書 略 備考 1～3 略 4 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。 別記第4号様式(第3条関係) 蜜蜂転飼場所貸与同意書 略 備考 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。 別記第6号様式(第6条関係) 転飼(許可証・許可標識)再交付申請書 略 備考 用紙は、 <u>日本工業規格A4</u> とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第13条の8関係) 一時差止処分書 略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第1号様式(第13条の8関係) 一時差止処分書 略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
別記第2号様式(第13条の8関係) 処分説明書 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第2号様式(第13条の8関係) 処分説明書 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
別記第3号様式(第13条の10関係) 一時差止処分取消書 略 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第3号様式(第13条の10関係) 一時差止処分取消書 略 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第14条の8関係) 一時差止処分書 略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第1号様式(第14条の8関係) 一時差止処分書 略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。

別記第2号様式(第14条の8関係)  
処分説明書

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第3号様式(第14条の10関係)  
一時差止処分取消書

略

様

略  
備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第2号様式(第14条の8関係)  
処分説明書

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第3号様式(第14条の10関係)  
一時差止処分取消書

略

殿

略  
備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式(第14条の8関係) 一時差止処分書</p> <p>略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第2号様式(第14条の8関係) 処分説明書</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第3号様式(第14条の10関係) 一時差止処分取消書</p> <p>略 様</p> <p>略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第1号様式(第14条の8関係) 一時差止処分書</p> <p>略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第2号様式(第14条の8関係) 処分説明書</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第3号様式(第14条の10関係) 一時差止処分取消書</p> <p>略 殿</p> <p>略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第13条第1項の人事委員会規則で定める理由)</p> <p>第9条の3 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷(条例第13条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>別記第2号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別記第3号様式(第9条関係)(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第3号の2様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別記第4号様式(第9条関係)</p>	<p>(条例第13条第1項の人事委員会規則で定める理由)</p> <p>第9条の3 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷(条例第13条第1項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>別記第2号様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別記第3号様式(第9条関係)(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第3号の2様式(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別記第4号様式(第9条関係)</p>

(表面)

略

(裏面)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第 5 号様式 (第10条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第 6 号様式 (第10条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2～4 略

別記第 7 号様式 (第12条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第 9 号様式 (第13条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第10号様式 (第13条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2 略

別記第11号様式 (第14条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。
- 2～9 略

(表面)

略

(裏面)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第 5 号様式 (第10条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第 6 号様式 (第10条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2～4 略

別記第 7 号様式 (第12条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第 9 号様式 (第13条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2・3 略

別記第10号様式 (第13条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2 略

別記第11号様式 (第14条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。
- 2～9 略

別記第12号様式(第14条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第13号様式(第14条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第14号様式(第15条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2～5 略

別記第15号の2様式(第16条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2～5 略

別記第15号の3様式(第16条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2～6 略

別記第16号様式(第16条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2～5 略

別記第17号様式(第16条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2～9 略

別記第18号様式(第16条関係)

略

別記第12号様式(第14条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第13号様式(第14条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第14号様式(第15条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2～5 略

別記第15号の2様式(第16条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2～5 略

別記第15号の3様式(第16条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2～6 略

別記第16号様式(第16条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2～5 略

別記第17号様式(第16条関係)  
(表面)

略

(裏面)

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2～9 略

別記第18号様式(第16条関係)

略

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2～4 略

別記第19号様式(第19条関係)  
(表面)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
別紙

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第20号様式(第19条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2・3 略

別記第22号様式(第19条関係)  
(表面)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
別紙

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第23号様式(第19条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2・3 略

別記第25号様式(第21条関係)  
(表面)

退職手当支給制限処分書

略  
(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2～4 略

別記第19号様式(第19条関係)  
(表面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
別紙

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第20号様式(第19条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2・3 略

別記第22号様式(第19条関係)  
(表面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
別紙

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第23号様式(第19条関係)

略

備考  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2・3 略

別記第25号様式(第21条関係)  
(表面)

退職手当支給制限処分書

略  
(裏面)

略

備考

- 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第26号様式(第21条関係)  
(表面)

退職手当支給制限処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第27号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第28号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第29号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第30号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

略

備考

- 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第26号様式(第21条関係)  
(表面)

退職手当支給制限処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第27号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第28号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第29号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第30号様式(第22条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第31号様式(第22条関係)  
退職手当支払差止処分取消申立書

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第32号様式(第22条関係)  
退職手当支払差止処分取消書

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第33号様式(第23条関係)  
(表面)  
退職手当返納命令書

略

(裏面)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第34号様式(第23条関係)  
(表面)  
退職手当返納命令書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第35号様式(第24条関係)  
(表面)  
職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

略

(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第36号様式(第25条関係)  
(表面)  
退職手当相当額納付命令書

略

(裏面)

略

備考

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第31号様式(第22条関係)  
退職手当支払差止処分取消申立書

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第32号様式(第22条関係)  
退職手当支払差止処分取消書

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第33号様式(第23条関係)  
(表面)  
退職手当返納命令書

略

(裏面)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第34号様式(第23条関係)  
(表面)  
退職手当返納命令書

略

(裏面)

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第35号様式(第24条関係)  
(表面)  
職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

略

(裏面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第36号様式(第25条関係)  
(表面)  
退職手当相当額納付命令書

略

(裏面)

略

備考

1・2 略  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第37号様式(第25条関係)  
 (表面)  
 退職手当相当額納付命令書

略  
 (裏面)

略

備考  
 1・2 略  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1・2 略  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第37号様式(第25条関係)  
 (表面)  
 退職手当相当額納付命令書

略  
 (裏面)

略

備考  
 1・2 略  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第9条の3の改正規定及び別記第15号の3様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則(平成24年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第3条関係) (表) 略 (注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。 (裏) 略	別記第1号様式(第3条関係) (表) 略 (注) 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。 (裏) 略
別記第2号様式(第3条関係) 略 (注) 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第2号様式(第3条関係) 略 (注) 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
別記第3号様式(第4条関係) 略	別記第3号様式(第4条関係) 略

(注) 1・2 略  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第4号様式(第4条関係)

略

(注) 1 略  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第5号様式(第5条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第6号様式(第5条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第7号様式(第6条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第8号様式(第9条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第9号様式(第14条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注) 1・2 略  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第4号様式(第4条関係)

略

(注) 1 略  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第5号様式(第5条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第6号様式(第5条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第7号様式(第6条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第8号様式(第9条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第9号様式(第14条関係)

略

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式(第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の8関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 早出遅出勤務請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜勤務制限請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 時間外勤務制限請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(注) 略 その他 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> </div> <p>別記第2号様式(第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の8関係)</p> <p style="text-align: center;">育児又は介護の状況変更届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(注) 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> </div>	<p>別記第1号様式(第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の8関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 早出遅出勤務請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜勤務制限請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 時間外勤務制限請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(注) 略 その他 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> </div> <p>別記第2号様式(第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の8関係)</p> <p style="text-align: center;">育児又は介護の状況変更届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(注) 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p> </div>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第191号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和元年6月19日指定した。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
ビジネス書	アリエナイ理科ノ大辞典	ISBN978-4-86673-034-9	三オブックス
ビジネス書	アリエナイ理科ノ大辞典Ⅱ	ISBN978-4-86673-093-6	三オブックス
雑 誌	裏モノJAPAN5月号別冊 中毒者続出!!!過激エロサイト150	01806-05	鉄人社
雑 誌	裏モノJAPAN7月号	01805-07	鉄人社
雑 誌	裏モノJAPAN7月号別冊 ニッポン裏200景	01806-07	鉄人社
雑 誌	裏マニアックス 極太裏辞典MAX	ISBN978-4-86673-104-9	三オブックス
雑 誌	実話ナックルズ 7月号	04877-7	大洋図書
雑 誌	アサ芸Secret! Vol.58	20018-7/11	徳間書店
雑 誌	芸能スキャンダル禁断報告書	66237-70	ダイアプレス
コミック	恋愛パラダイス 7月号	09675-7	竹書房

コミック	シェリプラス 7月号	04321-07	新書館
コミック	マガジンビーボーイ 7月号	18355-07	リブレ

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第192号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 試験の日時

令和元年11月7日（木）午前10時30分から

## 2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

## 3 試験科目

## (1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

## (2) 実技試験

洗たく物の処理に関する技能

## 4 受験願書の提出期間

令和元年10月1日（火）から同月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、令和元年10月10日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所申本支所を含む。以下同じ。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

## 6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

## 7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所において配布する。  
また、和歌山県ホームページの「和歌山県電子申請サービス」から用紙を印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）又は各保健所に行くこと。

## 和歌山県告示第193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
有限会社いしい薬局	橋本市高野口町名倉272番1	医療機関の所在地	橋本市高野口町名倉270-3	橋本市高野口町名倉272番1	令和元年.5.3

## 和歌山県告示第194号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

## 2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目をいう。）

## 3 試験日時及び場所

(1) 日時 令和元年10月13日（日）午後2時から

(2) 場所 和歌山県民文化会館4階 403会議室

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-436-1331

## 4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

(イ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

(2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書面（卒業証明書、実務経験証明書等）

エ 4 (1) イに該当することを証する書面の写し

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書に貼り付けること。）

(2) 受験手数料

3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

## (3) 書類の提出期間

令和元年8月19日(月)から同月30日(金)までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで(郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和元年8月30日(金)までの消印があるものは有効とする。)

## (4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)

## (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 6 合格発表

令和元年10月31日(木)に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

## 7 その他

(1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

## 別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科

航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

**和歌山県告示第195号**

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、令和元年7月28日から施行する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
東京都	あきる野市及び青梅市

**和歌山県告示第196号**

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、令和元年6月28日から施行する。

平成27年和歌山県告示第846号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）及び平成30年和歌山県告示第674号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）は、令和元年6月27日限り廃止する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
埼玉県	飯能市及び入間市
東京都	八王子市、昭島市、福生市、羽村市及び奥多摩町
岐阜県	池田町
兵庫県	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市及び川西市
奈良県	奈良市

**和歌山県告示第197号**

平成25年和歌山県告示第687号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）は、令和元年6月27日限り廃止する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第198号**

平成31年和歌山県告示第443号（以下「告示第443号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を海南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 所在が不明である通知の相手方

金谷哲男

## 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第443号のとおり

**和歌山県告示第199号**

平成31年和歌山県告示第444号（以下「告示第444号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を海南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 所在が不明である通知の相手方

船橋畦作

山縣嘉昭

山縣京子

辻村清子

## 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第444号のとおり

**和歌山県告示第200号**

平成31年和歌山県告示第453号(以下「告示第453号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
上中幹雄
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第453号のとおり

---

**和歌山県告示第201号**

平成31年和歌山県告示第454号(以下「告示第454号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を海南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
金谷哲男
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第454号のとおり

---

**和歌山県告示第202号**

令和元年和歌山県告示第88号(以下「告示第88号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
下村吉兵衛  
下村ヤエ  
下村勢津子  
下村真樹子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第88号のとおり

---

**和歌山県告示第203号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年和歌山県告示第767号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和元年6月25日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称 和歌浦及び那智

#### 和歌山県告示第204号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を令和元年6月19日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

#### 和歌山県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和元年7月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、有田市、御坊市並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町

#### 和歌山県告示第206号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 平成30年8月9日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

#### 和歌山県告示第207号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ）
- 2 作業期間 平成30年11月26日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

#### 和歌山県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市平瀬字溝口1307番1地内	旧	5.10 } 15.60	387.70	
同上	新	12.30 } 55.40	387.70	

和歌山県告示第209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市桃山町調月字里子谷2506番14地先から同市貴志川町岸小野字鷹巣466番2地先まで	旧	4.50 } 36.74	554.48	愛宕橋 L=56.00
同上	新	4.50 } 36.74	554.48	愛宕橋 L=56.00
同上	新	7.70 } 42.04	532.18	愛宕橋 L=57.00

和歌山県告示第210号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町調月字里子谷2506番134地先から同市貴志川町岸小野字鷹巣466番2地

先まで

供用開始の期日 令和元年6月29日午後2時

**和歌山県告示第211号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町神戸字稲戸767番2地先から同市貴志川町井ノ口字上ノ場449番5地先まで

供用開始の期日 令和元年6月29日午後4時

**教育委員会告示**

**和歌山県教育委員会告示第2号**

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館資料複写規程（昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(複写の申込み) 第3条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入の上、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。 (1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。				(複写の申込み) 第3条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入のうえ、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。 (1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。			
複写物の種類等		複写料金		複写物の種類等		複写料金	
電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	白黒	日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。	略	電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	白黒	日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。	略
	カラー	日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。	略		カラー	日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。	略
略				略			
(2) 略				(2) 略			

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(写しの交付の方法) 第5条 収支報告書等の写しの交付は、収支報告書等を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。	(写しの交付の方法) 第5条 収支報告書等の写しの交付は、収支報告書等を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。

## 附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。